

棚田地域振興法について



内閣府
地方創生推進事務局

令和 2 年 1 月

目次

【制度の概要】

・ 棚田地域振興法の概要	2
・ 棚田地域振興法のスキーム図	3
・ 棚田・棚田等の定義	4
・ 棚田地域の定義	5
・ 棚田の一団性の考え方	6
・ 段々畑等の扱い	7
・ 指定棚田地域の指定申請、指定棚田地域振興活動計画の認定申請	8
・ 「棚田地域」、「指定棚田地域」、「棚田地域振興協議会」の概念図	9
・ 棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定	10
・ 指定基準・認定基準	11
・ 指定棚田地域振興協議会の構成員	12

【棚田地域振興法の効果（メリット）】

・ 財政上の支援	14
・ 令和2年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧	15
・ 棚田地域における各府省庁事業の活用実績	16
・ 指定・計画認定の申請スケジュール	17
・ 棚田地域振興コンシェルジュによる支援	18
・ 地域担当コンシェルジュの役割・活動内容	19
・ 施策担当コンシェルジュの役割・活動内容	20
・ 棚田地域振興コンシェルジュの体制	21
・ みなし認定等による手続きの簡素化	22

【棚田地域の活性化事例】

① 蕨野の棚田	24
② 大山千枚田	26
③ 上山の棚田	28
④ 春日の棚田	30
⑤ 白米千枚田	32

【制度の概要】

棚田地域振興法の概要

- 昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が令和元年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、**貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与すること**を目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- ・ 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンシェルジュ

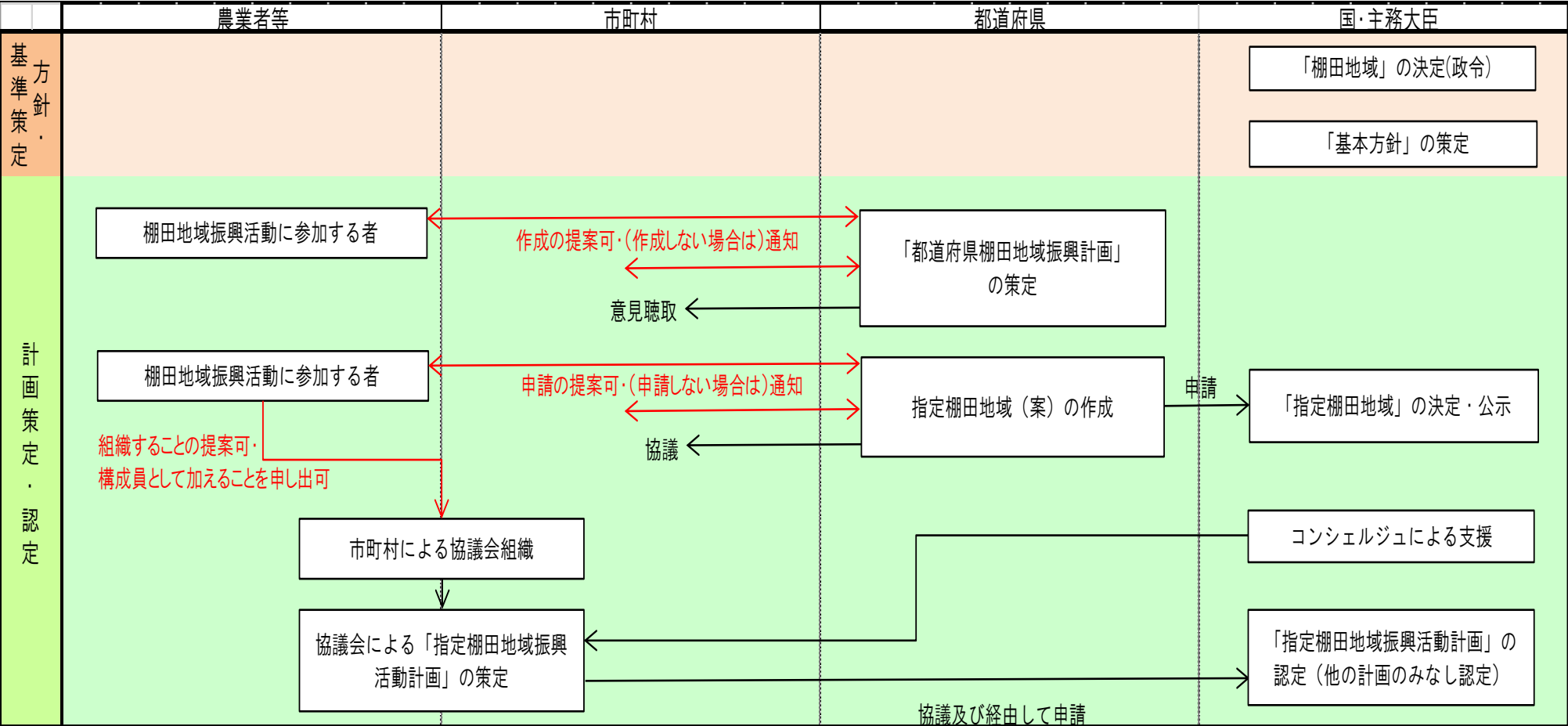
(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
 - ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
 - ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。





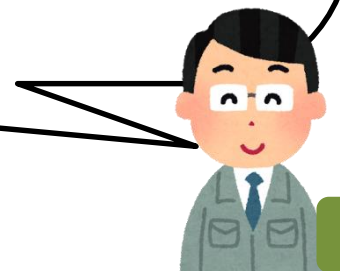
棚田地域振興法の「棚田」や「棚田等」には何が該当するのでしょうか。

「棚田」とは、「傾斜地に階段状に設けられた田」で、

- ① 現に稲作が行われている場合、
- ② 稲作以外の作物が栽培されている場合又は
- ③ 作物の栽培が何ら行われていない場合であっても、
稲作の再開が見込まれる状態の場合
が該当します。

「棚田等」とは、「棚田及び棚田に類する形状の農用地」で、

- 傾斜地に階段状に設けられた、① 田、② 畑（樹園地含む）、
③ 草地、④ 採草放牧地が該当します。



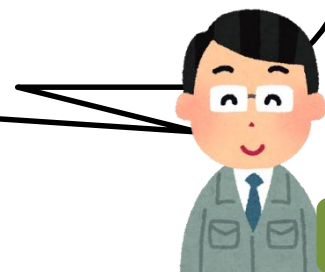


どんな地域が棚田地域になるのでしょうか。

棚田地域は、法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」とされており、政令では、以下の要件を定めています。

- ① 昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、
- ② 区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1 ha以上であること

この要件を満たす棚田地域の中から、地元の意向や指定基準を勘案して、都道府県が指定棚田地域の指定の申請を国に対して行うことになります。





「一団の棚田の面積が1 ha以上」とは、どのような場合でしょうか。

「棚田の面積が1 ha以上の団地又は棚田の保全に向けた共同活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上のもの」が該当します。

物理的に連坦していなくても、棚田の保全に向けた共同活動が行われていれば※1、「一団」の棚田とみなされます。

したがって、1 ha未満の複数の団地※2が道路や水路等によって区切られている場合であっても、棚田の保全に向けた共同活動が行われる場合は、その合計面積が1 ha以上のものであれば要件に該当します。

※1 現に共同活動が行われていない場合であっても、指定棚田地域振興活動計画において位置付けられる指定棚田地域振興活動として、今後共同活動が行われる場合には、当該要件に該当します。

※2 団地とは、一つの棚田又は物理的に連坦している棚田をいいます。この場合、連坦とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいいます。





棚田だけでなく、段々畑は支援の対象になるのでしょうか。

指定棚田地域に指定されるためには、棚田地域の要件を満たす必要がありますので、旧旧市町村単位で、1/20以上の一団の棚田が1ha以上ある必要があります。

ただし、指定棚田地域に指定された旧旧市町村において、保全すべき対象として、棚田だけでなく、段々畑等についても協議会が作成する「指定棚田地域振興活動計画」に位置付けることは可能です。

「指定棚田地域振興活動計画」に位置付けられた棚田や段々畑等について、どのような支援が受けられるかについては、それぞれの事業の要件等に従うことになります。



指定棚田地域の指定申請、指定棚田地域振興活動計画の認定申請



指定申請書や指定棚田地域振興活動計画の作成、協議会の組織はどのような単位で行えばよいでしょうか。

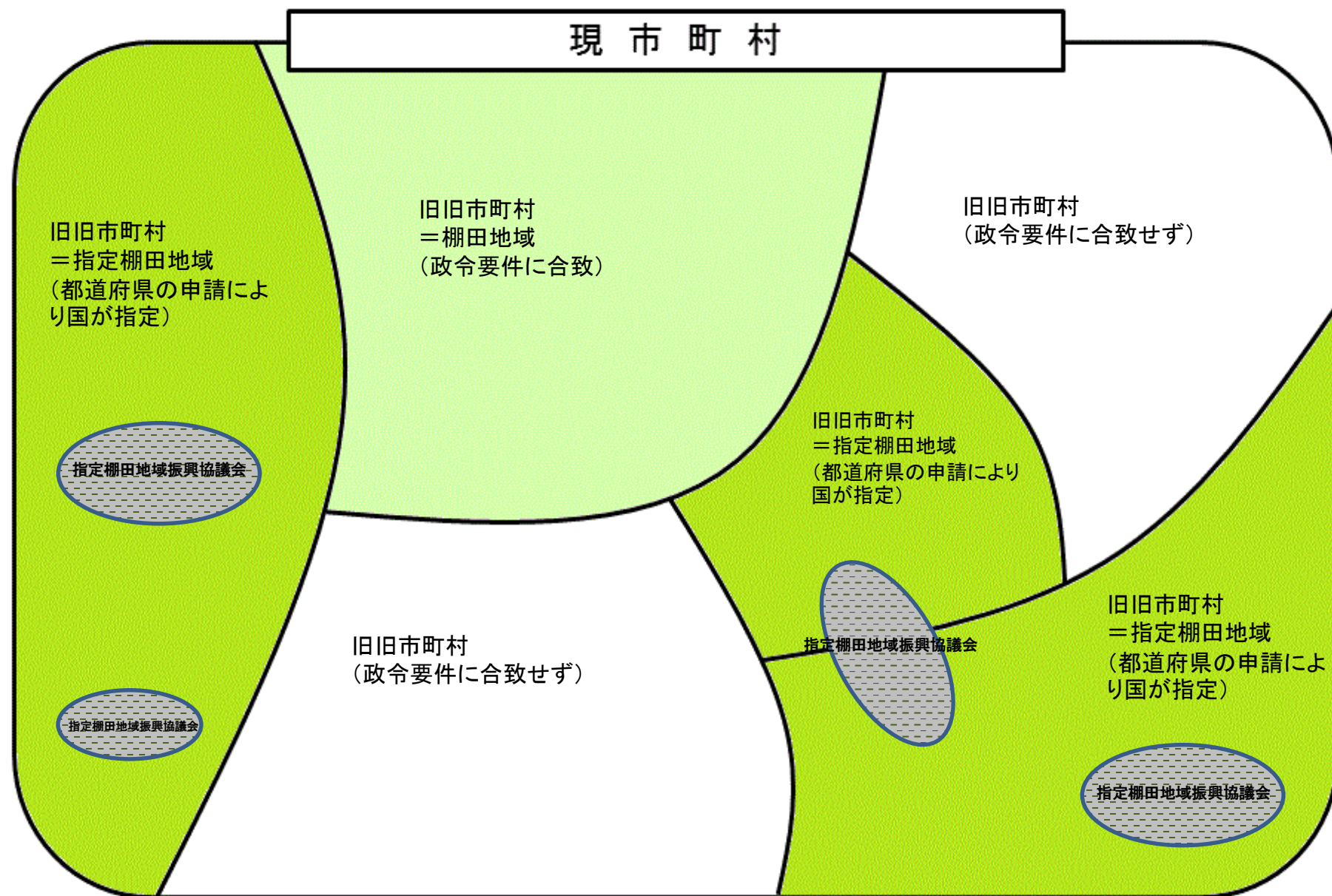
指定棚田地域の指定は、旧旧市町村単位で行われるため、指定申請書についても、旧旧市町村単位で作成する必要があります。また、指定棚田地域振興活動計画については、協議会単位で作成していただく必要があります。

協議会については、以下のように柔軟に組織していただくことが可能です。

- ① 1つの指定棚田地域内で、1つの協議会を組織
※ 複数の棚田がある場合に、1つの協議会でまとめて保全する場合など
- ② 1つの指定棚田地域内で、複数の協議会を組織
※ 複数の棚田がある場合に、それぞれ別の協議会で保全する場合など
- ③ 複数の指定棚田地域にまたがる1つの協議会を組織
※ 指定棚田地域をまたがって複数の棚田があり、1つの協議会でまとめて保全する場合など



「棚田地域」、「指定棚田地域」、「指定棚田地域振興協議会」の概念図



注)「旧旧市町村」とは、昭和25年2月1日時点の市町村。



どのような棚田地域が指定棚田地域として指定され、どのような指定棚田地域振興活動計画が認定されるのでしょうか。

指定や認定の基準については、次ページを参照して下さい。指定・認定申請の手続きを円滑に進めるため、棚田地域振興コンシェルジュ制度を是非ご活用下さい。

また、指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定に当たっては、有識者の意見を聴取することを通じて、透明性・公平性・中立性の確保に努めることとしております。



指定・認定基準

指定棚田地域

法律

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

イ 当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

基本方針

- ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面していると認められること
- ② 棚田等の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること
農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能に優れた棚田等があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られると認められること
- ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと
- ② 都道府県等の積極的な関与が期待されること
都道府県棚田地域振興計画や地方公共団体による棚田等の保全に関する条例等の策定状況、独自の支援措置の有無等を踏まえる

認定棚田地域振興活動計画

法律

ア 基本方針に適合するものであること

イ 当該指定棚田地域振興活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものと認められること

ウ 円滑かつ確実に実施されると認められるものであること

基本方針

- ① 基本方針の「棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項」に適合していること
- ② 基本方針の「指定棚田地域振興計画の作成に関する基本的事項」に則っていること
- ① 指定棚田地域振興活動の目標が適切に設定されており、目標を達成するために必要な活動が定められていること。
- ② 指定棚田地域振興活動の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること
- ③ 指定棚田地域振興活動が棚田の保全、指定棚田地域の振興の実現に相当程度有効であることが合理的に説明されていること
- ① 指定棚田地域振興活動の主体が特定されていること
- ② 指定棚田地域振興活動の実施スケジュールが明確であること
- ③ 指定棚田地域振興協議会が多様な主体で構成され、構成員間の合意の下で、明確な役割分担と構成員間の有機的な連携が図られていること
- ④ 都道府県又は市町村による支援体制が確立されていること



指定棚田地域振興協議会の構成員としてどのような者が考えられるのでしょうか。

指定棚田地域振興協議会は以下のような地域内外の多様な主体によって構成されることが望ましいと考えています。なお、協議会の設置主体である市町村は必ず構成員として含めていただく必要があります。

- ①都道府県 ②農業者 ③農業者の組織する団体 ④地域住民 ⑤特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑥指定棚田地域振興活動に実際に従事している都市住民、⑦地域おこし協力隊員
- ⑧教育課程の一環として、指定棚田地域を実施する学生、大学教員
- ⑨CSRの一環として棚田で農作業を行ったり、棚田保全のための活動資金の拠出をしている株式会社
- ⑩棚田オーナー制度の参加者、トラストファンドの出資者・トラスト会員
- ⑪地方公共団体等による施策の一環として地域に派遣されている人材
- ⑫観光協会、宿泊事業者、旅行会社等の観光に携わる団体・事業者 等

また、協議会の構成員ではない者は市町村に対して協議会の構成員として加えるよう申し出ることができます。



【棚田地域振興法による効果（メリット）】

- ✓ 関係府省庁による財政上の支援
- ✓ みなし認定等
- ✓ 棚田地域振興コンシェルジュ



指定棚田地域振興活動計画を作ることで、どのような財政上の支援を受けることができるのでしょうか。

棚田地域が抱える課題はある程度共通しています。しかし、現在、そうした課題解決に向けて、関係府省庁の関連事業が十分に活用されていない実態があります。

棚田地域振興法において、国は毎年度指定棚田地域の振興に資する事業を公表し、棚田地域振興コンシェルジュ等によって周知徹底をすることでその一層の活用を図るとともに、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、公表した事業について、必要に応じ優先採択措置、優遇措置の追加や採択要件の緩和等の拡充措置を講じることとしております。

それぞれの地域においてどのような事業が活用できるかについては、棚田地域振興コンシェルジュが丁寧に対応し、相談に乗ることとしております。他の地域での活用実績（16ページ）も参考にしてください。



令和2年度 棚田地域振興関連予算概算決定一覧

府省庁	事業	府省庁	事業
総務省	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費	農林水産省	中山間地農業ルネッサンス推進事業
総務省	過疎地域等自立活性化推進交付金	農林水産省	農山漁村振興交付金
総務省	地域おこし協力隊の推進に要する経費	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金
総務省	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費	農林水産省	多面的機能支払交付金
文部科学省	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	農林水産省	農業農村整備関連事業
文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	農林水産省	地すべり対策事業
文化庁	文化的景観保護推進事業	林野庁	治山事業のうち地すべり防止事業
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	林野庁	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
文化庁	地域文化財総合活用推進事業(地域計画等)	国土交通省	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	国土交通省	景観改善推進事業
文化庁	日本遺産活性化推進事業	国土交通省	地すべり対策事業
文化庁	伝統文化親子教室事業	国土交通省	空き家対策総合支援事業
文化庁	重要文化財等防災施設整備事業	国土交通省	空き家対策の担い手強化・連携モデル事業
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化施設整備」	観光庁	地域の観光資源を活用したプロモーション事業
農林水産省	持続的生産強化対策事業のうち生産体制・技術確立支援	観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業
農林水産省	環境保全型農業直接支払交付金	観光庁(文化庁)	Living History(生きた歴史体感プログラム)事業
農林水産省	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策(肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型))	観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
農林水産省	農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金
農林水産省	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	環境省	生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	内閣府	地方創生推進交付金
		内閣府	地域活性化伝道師派遣制度

棚田地域における各府省庁事業の活用実績

地方創生、移住・定住の促進

【総務省「地域経済循環の創造」の推進に要する経費】

- ふるさとワーキングホリデーの参加者が高千穂町の栃又棚田で農作業に従事

【総務省 地域おこし協力隊の推進に要する経費】

- 岡山県美作市では地域おこし協力隊が上山の棚田の再生に向けた活動を実施



上山の棚田
(岡山県美作市)

農村交流・体験



稲倉の棚田
(長野県上田市)

【総務省 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費】

- 芳野校区振興協議会と熊本市内の小学校との交流プログラム(棚田についての事前学習や水稲刈り体験活動)を支援

【文部科学省 健全育成のための体験活動推進事業】

- 長野県上田市の棚田における田植え体験や自然散策等を支援

文化的景観の保護

【文化庁 文化的景観保護推進事業】

- 長野県飯山市、大分県日田市の棚田の石積みの修理を支援
- 長崎県平戸市の棚田地域におけるガイダンス施設の整備を支援

【文化庁 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業】

- 長野県千曲市の棚田内の管理用道路整備を支援

【文化庁 地域文化財総合活用推進事業】

- 棚田地域(長崎県平戸市)を含む世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」における情報発信、人材育成等を支援



春日の棚田
(長崎県平戸市)

国土の保全



地すべり防止事業
(頸城地区)

【農林水産省 地すべり対策事業】

- 長野県長野市(塩本地区)の棚田を含む約185haを保全対象として、地すべり防止事業を実施

【林野庁 治山事業のうち地すべり防止事業】

- 新潟県上越市、十日町市(頸城地区)の棚田約279haを含む地域を保全対象として、地すべり防止事業を実施

観光の促進

【観光庁 地域観光資源の多言語解説整備支援事業】

- 宮崎県高千穂町の棚田の魅力を外国人にも分かりやすく魅力的な多言語解説文の作成を支援

【観光庁 地域の観光資源を活用したプロモーション事業(旧 訪日プロモーション地方連携事業)】

- 千葉県鴨川市の大山千枚田に米国メディアを招聘



大山千枚田
(千葉県鴨川市)



白米千枚田
(石川県輪島市)

【総務省 過疎地域等自立活性化推進交付金】

- 石川県輪島市の白米千枚田において、LED発光器を活用したライトアップイベントの開催を支援

【農林水産省 農山漁村振興交付金】

- 岐阜県恵那市の坂折棚田の棚田オーナーに対する宿泊プロモーションチラシの作成を支援

農業生産活動・加工・販売の促進

【農林水産省 中山間地農業ルネッサンス事業】

- 新潟県上越市における棚田米のブランド化と直接販売促進のためのセミナー等の開催を支援

【農林水産省 農山漁村地域整備交付金】

- 山口県長門市における中山間地域の総合的な整備の一環として、東後畑棚田における集落道の新設・改良を支援

【内閣府 地方創生交付金】

- 岡山県産の棚田米等の農作物について新たな商品開発や販路拡大の事業を支援



岡山県「おかやま産業開拓
応援プロジェクト」

自然環境の保全・鳥獣被害対策

【農林水産省 環境保全型農業直接支払交付金】

- 山形県朝日町の榎平の棚田における冬期湛水管理の取組を支援

【農林水産省 農山漁村振興交付金】

- 広島県安芸太田町の井仁の棚田を活用したグリーンツーリズム等を支援



井仁の棚田
(広島県安芸太田町)

【農林水産省 鳥獣被害防止総合対策交付金】

- 徳島県上勝町の山間地の棚田における侵入防止柵の設置を支援

指定・計画認定の申請スケジュール



指定や計画認定の申請はいつ行えば、財政上の支援の対象となることができるのでしょうか。

指定や計画認定の申請は随時受け付けています。想定されるスケジュールは以下のとおりですが、個々の事業によって、採択の時期等が異なりますので、事業担当者（または棚田地域振興コンシェルジュ）に早めにご相談ください。



令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国			法律成立 (6/12)		法政省令 施行(8/16) 基本方針 策定(8/22)				指定・ 公示			計画認定
都道府県						都道府県 計画策定		指定申請				
市町村・ 協議会						計画提案	指定提案			協議会 組織	計画認定 申請	
予算					R2概算要 求額決定				R2政府 案決定	要望量調査		

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予算	予算割当 内示	交付申請・決定			R3概算要 求額決定				R3政府 案決定			

棚田地域振興コンシェルジュによる支援

- 関係府省庁（本省、地方出先機関）の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を棚田地域振興コンシェルジュとして選任。指定棚田地域振興協議会の組織、計画策定等の準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制を構築。
- 主に地域担当コンシェルジュや内閣府が相談窓口となり、協議会からの相談受付、施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介等の対応を行う。

棚田地域振興コンシェルジュの選任範囲

- ①関係府省庁の本省・地方出先機関の棚田振興関連施策の担当職員 } **施策担当
コンシェルジュ**
- ②地元に近い地方出先機関の棚田振興に関わりのある職員 } **地域担当
コンシェルジュ**
- ③自主的に棚田振興に取り組む職員、特定の棚田地域にゆかりのある職員など }

コンシェルジュ名簿を公表

棚田地域振興コンシェルジュの支援内容(例)

指定棚田地域の指定・公示

指定棚田地域振興協議会を組織
(市町村)

指定棚田地域振興活動計画の策定
(協議会)

計画に基づく活動 (協議会)

協議会設立支援

→例：ワークショップのための外部アドバイザーの紹介、活用可能な事業に関する情報提供等

計画策定支援

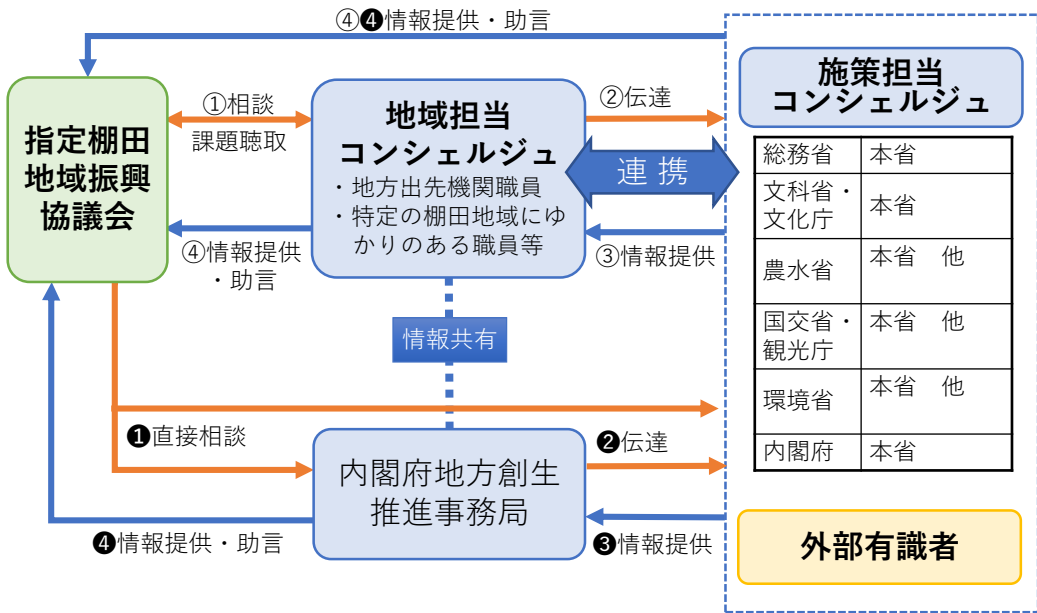
→例：計画書作成にかかる助言、活動に即した支援施策の情報提供等

活動実施支援

→例：各事業実施手続に関する調整、活動に応じた専門家等の紹介等

相談・支援体制

- ・ 地域担当コンシェルジュが、協議会の相談窓口となり、能動的に担当地区の協議会の相談に応じる。相談内容に即して、施策担当コンシェルジュや外部有識者と連携して対応。
- ・ 協議会は内閣府地方創生推進事務局や施策担当コンシェルジュに直接相談することも可能。



地域担当コンシェルジュの役割・活動内容

主な役割

■ 相談窓口

→ 地域担当コンシェルジュとして、管轄する県内の指定棚田地域の市町村、協議会の相談窓口となり、積極的に課題の把握、情報提供、必要な助言等の対応を行う。（他の地域担当コンシェルジュが選任されている場合には、連携・協力して対応。）

■ 施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介

→ 相談内容に応じて、関係省庁（本省・出先機関）の施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介を行うとともに、必要に応じ、連携・協力して地区の課題解決に向けた支援を行う。

想定される地域担当コンシェルジュの支援内容

段階	協議会の活動（例）	想定される支援内容（例）
協議会設立	- ワークショップを通じた関係者の話し合い - 参加者の役割分担、運営方針等の決定	➤ ワークショップ等の活動に活用可能な施策の情報提供 ➤ 外部アドバイザーの紹介・調整 ➤ 必要に応じて地域の話し合いへの同席、必要な情報提供・助言
計画策定	- 活動の具体化、先進地視察 - 活用する施策の検討 - 計画書の作成、認定申請	➤ 先進地区の事例紹介 ➤ 活動内容に即した外部専門家の紹介 ➤ 活動内容に活用できる施策の情報提供、施策担当コンシェルジュの紹介 ➤ 計画書の作成・申請支援
活動実施	- 各事業の計画書、申請書作成 - 計画に基づく活動の実施	➤ 事業に必要な手続に関する施策担当コンシェルジュとの調整 ➤ 実施する活動に応じた外部有識者の紹介（イベント開催、6次産業化、農泊、観光振興、環境保全等）

時期	棚田法の主なプロセス（想定）
R元年度	8月 ○棚田法・政省令施行 ○基本方針閣議決定 （棚田地域振興コンシェルジュ名簿の公表） （棚田法に基づく施策について周知徹底(国)） ▼
	9月 ○都道府県棚田地域振興計画の策定 ▼
	12月 ○指定棚田地域の指定申請（都道府県） ▼
	○指定棚田地域の公示（国） ▼
R2—6年度	○指定棚田地域振興協議会を組織（市町村） ▼
	1月—3月 ○指定棚田地域振興活動計画の策定 →認定申請（協議会） ▼ ○指定棚田地域振興活動計画の認定（国） ▼
R2—6年度	○認定棚田地域振興活動計画に基づく活動の実施（協議会）

※あくまで想定であり実際の時期は異なる場合がある。

施策担当コンシェルジュの役割・活動内容

主な役割

■ 担当施策に関する問い合わせ対応

→ 管内の指定棚田地域の市町村・協議会等から、担当する施策・事業について問い合わせや相談があった場合に対応。

■ 地域担当コンシェルジュへの施策に係る情報提供等

→ 地域担当コンシェルジュが、指定棚田地域の市町村・協議会からの相談に対応する中で把握した課題等について、地域担当コンシェルジュからの要請に応じて、必要な情報提供や、市町村・協議会への支援を連携して行う。

想定される施策担当コンシェルジュの支援内容

段階	協議会の活動（例）	想定される支援内容（例）
協議会設立	- ワークショップを通じた関係者の話し合い - 参加者の役割分担、運営方針等の決定	➤ 地域担当コンシェルジュや各地域からの施策に関する問い合わせ対応 ➤ 地域担当コンシェルジュに対する施策内容、先進地区、外部専門家等に関する情報提供（必要に応じ地域担当コンシェルジュと連携して現地に赴き対応等を行う）
計画策定	- 活動の具体化、先進地視察 - 活用する施策の検討 - 計画書の作成、認定申請	
活動実施	- 各事業の計画書、申請書作成 - 計画に基づく活動の実施	

時期		棚田法の主なプロセス（想定）
R 元 年 度	8月	○棚田法・政省令施行 ○基本方針閣議決定 (棚田地域振興コンシェルジュ名簿の公表) (棚田法に基づく施策について周知徹底(国)) ▼
	9月	○都道府県棚田地域振興計画の策定 ▼
	12月	○指定棚田地域の指定申請（都道府県） ▼
		○指定棚田地域の公示（国） ▼
		○指定棚田地域振興協議会を組織（市町村） ▼
	1月 3月	○指定棚田地域振興活動計画の策定 → 認定申請（協議会） ▼
		○指定棚田地域振興活動計画の認定（国） ▼
	R2—6 年 度	○認定棚田地域振興活動計画に基づく活動の実施（協議会）

※あくまで想定であり実際の時期は異なる場合がある。

施策担当コンシェルジュ

(計355名)

府省庁/局・部	人数	府省庁/局・部	人数
総務省	10	農林水産省（地方支分部局）	256
自治行政局	10	東北農政局	38
文化庁	2	関東農政局	39
農林水産省	41	北陸農政局	38
農村振興局	20	東海農政局	27
生産局	12	近畿農政局	45
経営局	6	中国四国農政局	34
食料産業局	3	九州農政局	35
林野庁	6	内閣府（沖縄総合事務局（農林水産））	27
森林整備部	6		
国土交通省	3		
都市局	3		
観光庁	3		
環境省	4		
自然環境局	4		
内閣府	3		
地方創生推進事務局	3		

府省庁	局等	人数
農林水産省	地方支分部局等	58
	本省等	6
	北海道農政事務所(地方拠点)	6
	東北農政局(地方拠点)	6
	関東農政局(地方拠点)	10
	北陸農政局(地方拠点)	4
	東海農政局(地方拠点)	3
	近畿農政局(地方拠点)	6
	中国四国農政局(地方拠点)	9
	九州農政局(地方拠点)	8

地域担当コンシェルジュ

(計85名)

府省庁	局等	人数
国土交通省	地方支分部局	13
	北海道開発局	1
	東北地方整備局	1
	関東地方整備局	2
	北陸地方整備局	2
	中部地方整備局	1
	近畿地方整備局	2
	中国地方整備局	2
	四国地方整備局	1
	九州地方整備局	1
国土交通省（観光庁）	地方支分部局	11
	北海道運輸局	2
	東北運輸局	1
	関東運輸局	1
	北陸信越運輸局	1
	中部運輸局	1
	近畿運輸局	1
	中国運輸局	1
	四国運輸局	1
	九州運輸局	2
内閣府	沖縄総合事務局（農政・開発建設・運輸）	3

みなし認定等による手続きの簡素化

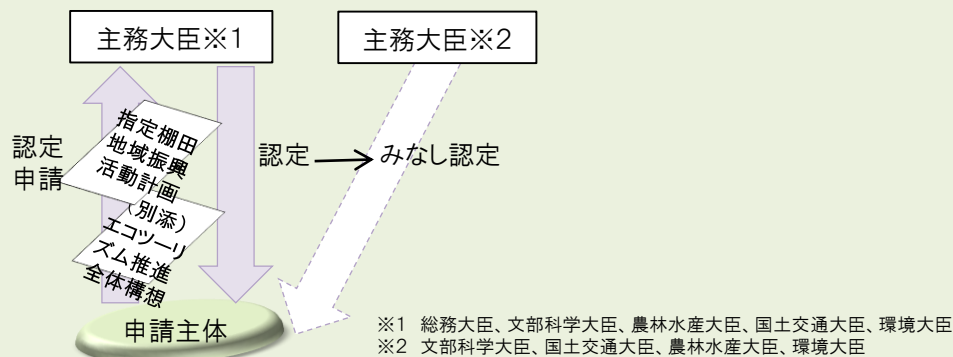


どのような計画がみなし認定等されるのでしょうか。みなし認定等によってどのようなメリットがあるのでしょうか。

エコツーリズム推進全体構想と農山漁村活性化計画がみなし認定等されることになります。
これによって、棚田地域振興法の主務大臣（内閣府地方創生推進事務局がワンストップ窓口）に提出することで、それぞれの計画の主務大臣に提出しなくても済みます。
また、農山漁村活性化計画については、指定棚田地域振興活動計画を作れば別途作する必要はありません（エコツーリズム推進全体構想は別途作成する必要があります）。
なお、計画のみなし認定と事業採択は別のプロセスとなりますので、指定棚田地域振興活動計画にそれぞれの事業の活用を位置付ける際には、都道府県/国等と予め調整する必要がありますので留意してください。



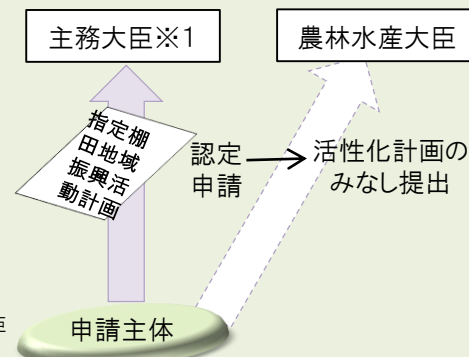
【エコツーリズム推進全体構想】



⇒ 一定期間、生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）の対象

Ex) 魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を支援

【活性化計画】



⇒ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の対象

Ex) 農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備に対して支援

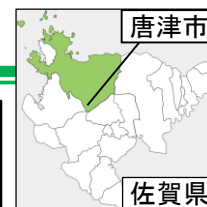
【棚田地域の活性化事例】

- ① 棚田米のブランド化や直売所の設置等（蕨野の棚田）、
- ② 棚田オーナー制度や体験学習など都市農村交流（大山千枚田）、
- ③ 地域おこし協力隊の活用等により、移住・定住を促進（上山の棚田）、
- ④ 世界文化遺産にも登録された文化的景観を生かした取組（春日の棚田）
- ⑤ 世界農業遺産にも認定された地域資源を生かした観光客の誘致や地元産品の販売等（白米千枚田）

その他は、農林水産省「棚田キラーコンテンツ化促進ガイド Ver.1」を御参照。
(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/killercontents.pdf>)

① 蕨野の棚田

○組織化を通じて棚田米のブランド化に成功。景観を活かす棚田保全事業は集落ぐるみの取組から地元の大学や企業の支援を受けた取組に発展し、都市住民との多様な交流につなげている。



基本情報

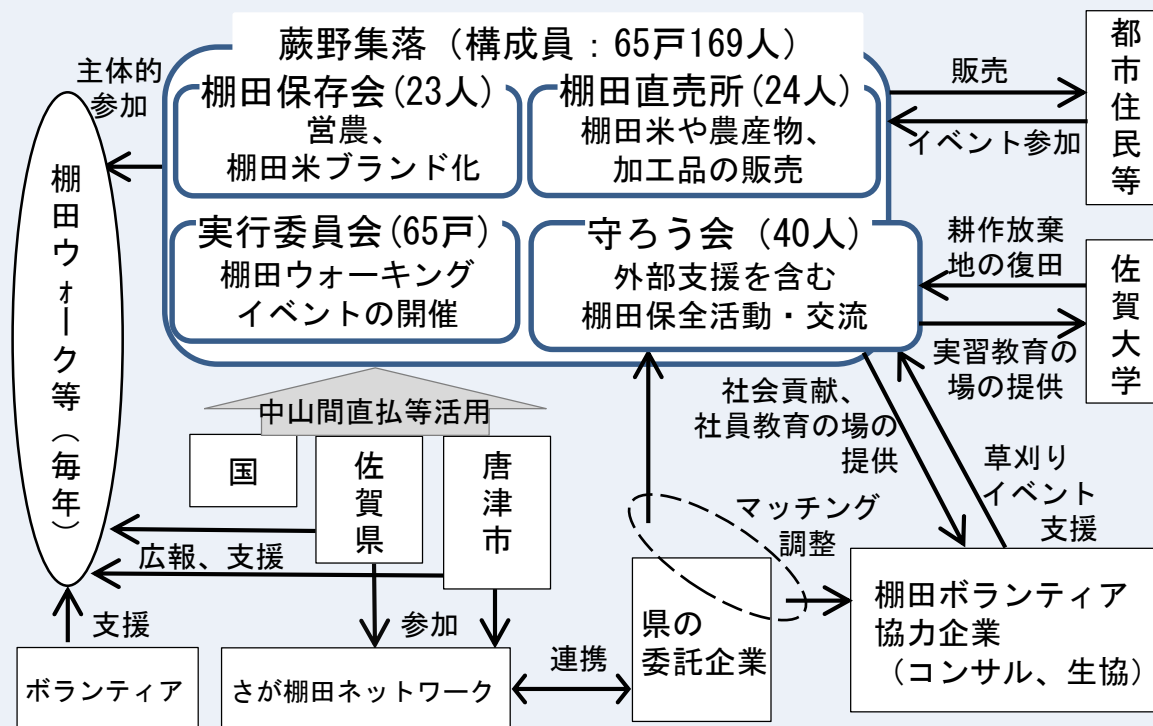
- 所在地：佐賀県唐津市相知町平山上
（相知駅から車で15分）
- 枚数：約700枚
- 耕作面積：約33ha
- 耕作率：約88%
- 標高範囲：130～400m
- 平均勾配：1/4
- 法面の構造：石積み
- 開発起源：江戸時代初期
- 水源：平山川
- 保全団体：①蕨野棚田保存会、②蕨野棚田直売所、③棚田と菜の花実行委員会、④NPO法人蕨野の棚田を守ろう会
- 選定：日本の棚田百選(H11)、日本遊歩百選(H14)、重要文化的景観(H20)、重要里地里山(H27)



地区の特徴、取組効果

- 棚田の規模が大きく高さ8.5mの高石積を有し、「国の重要文化的景観」にも選定されている蕨野の棚田を活かした地域づくりを推進するため、地域住民の団結で集落ぐるみの取組が実施され、大学等の外部支援を受けた交流イベントも開催されている。
- 米は棚田米としてJAカントリーにて他地区と区分管理し、低温乾燥調整や注文に合わせて精米出荷販売する体制を確立し、3,150円/5kgで直売。H28年産米の保存会販売実績は23.8トﾝ。

棚田保全をめぐる関係図



キーワード

地域内
体制整備

棚田米販売

学生

教育

都市農村交流

企業CSR

6次産業化

【事例】 棚田の魅力を活かす地域ぐるみの交流促進で棚田米のPRと地域活性化に取り組む



きっかけ

美しい農村景観を有するものの、高齢化、担い手減少により、耕作放棄地が増加

日本の棚田百選に選定 (H11)



☆ 地域の結束力がカギ

「棚田」を活かした地域づくりを進めようという思いから、地域住民の団結力で集落ぐるみの取組が生まれた。

☆ 棚田米のブランド化がカギ

地域で話し合い、生活雑排水が一切入らない棚田米の魅力を生産者に伝える体制を確立し、販路を開拓することにより、稼げる仕組みを作った。

中山間地域直接支払交付金を活用し、棚田米パッケージを製作し、共同利用機械を購入 (H12～)

Step 1 (H13)

棚田保全組織の設立と棚田米のブランド化

○ 町主導で地域活性化に向けた交流事業を担う「棚田と菜の花実行委員会」を設立。「第1回早苗と棚田ウォーク」を開催したところ、900人も都市住民が来訪。地域住民は驚くとともに、お米を参加者に売りたいとの意見が出るようになる。

○ 住民有志で営農や棚田保全を担う「蔵野棚田保存会」を発足。品質とパッケージを統一し、「棚田米蔵野」販売開始。棚田の良さを体感したイベント参加者から多くの注文があり自信に。町長のトップセールスでデパートや有名ホテルにも販路を拡大。

特別栽培米の認証 (H15)

佐賀大学と地域交流協定を締結。耕作放棄地を実習田とするなど年100人の援農隊を受入れ。(H15)

Step 2 (H14～H18)

交流拠点の整備

○ 棚田サミットや交流事業の推進に向けて、農産物の販売や来訪者への案内を行う直売所を建設
○ 直売所では地元の女性が活躍

里地棚田保全整備事業を活用し、交流広場や展望所等を整備

中山間地域直接支払交付金を活用し、直売所を整備 (H16)

☆ 外部からの支援がカギ

資金面、人材面で地元企業等から助成。

県の基金で棚田ボランティアを募集 (H28～)

中山間直払や市の助成をイベント経費に活用

☆ 外部支援を受け入れる体制整備がカギ

地元大学等多様な主体が地域住民と協力して交流イベントを開催する体制を構築。

全国棚田サミット開催 (H16)

重要文化的景観に選定 (H20)

いま (H29)

○ 米のブランド力向上
○ 3企業と協定締結
○ 直売所には年間2,600人来訪。煎餅等米加工品も販売。一部住民は農泊、そば処にも着手。

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 後継者不足への対応
- ☑ 継続したイベント開催に向けた体制整備

Step 5 (H24～)

企業等の支援

○ 連携企業の社員等による草刈り、イベント運営の支援を受けるほか、稲作体験教室も実施

Step 4 (H22～H25)

棚田保全整備

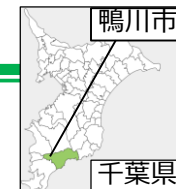
○ 営農継続に向けた労力軽減のため、補強畦畔を整備
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用

Step 3 (H21～)

NPO法人の設立

○ 重要文化的景観の選定を契機に「NPO法人蔵野棚田を守ろう会」を設立し、地域住民が主体となって棚田や里山の保全、交流事業を実施
○ 地域住民、佐賀大学卒業生等で構成

② 大山千枚田



キーワード

地域との連携

オーナー制度
都市農村交流

教育

6次産業化

農泊

企業CSR

○ 模範的なオーナー制度と体験学習で都市農村交流を通じた地域活性化のモデル事例となっている。

基本情報

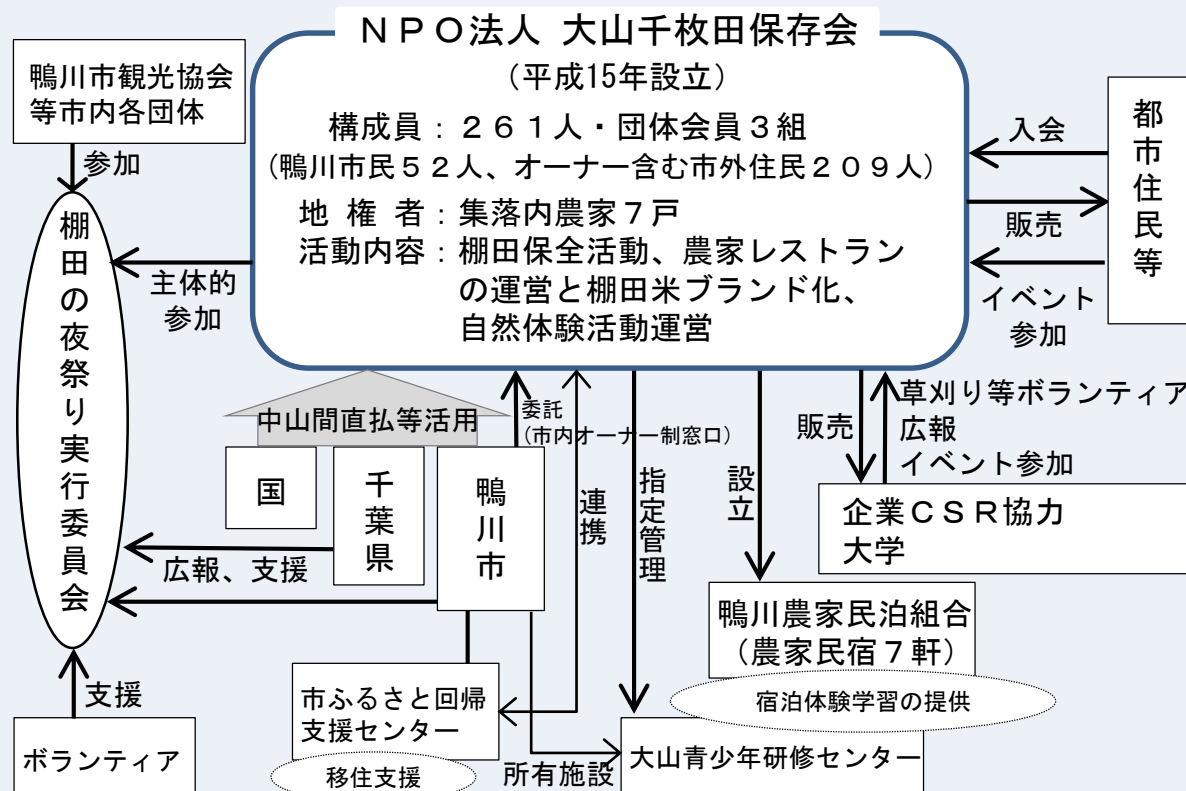
- 所在地：千葉県かもがわし鴨川市かまぬま釜沼
- 枚数：375枚（JR安房鴨川駅から車で30分）
- 耕作面積：約3.2ha（棚田オーナー制2.3ha）
- 耕作率：約99%
- 標高：200m
- 平均勾配：1／5
- 法面の構造：土羽
- 開発起源：江戸時代
- 水源：天水
- 保全団体：NPO法人 大山千枚田保存会
- 棚田オーナー制：154組（H10～）
- 選定：日本の棚田百選(H11)、千葉県名勝(H14)、オーライ！ニッポン(H15)、重要里地里山(H25)



地区の特徴、取組効果

- 江戸幕府の直轄牧であった嶺岡牧跡につながる棚田は、都心から2時間弱で行ける「東京から一番近い棚田」として知られ、全国でも唯一天水だけで水源を賄っている。来訪者数は年間3万人を超え、鴨川市の重要な観光資源となっている。
- 棚田オーナー制度を中心に、棚田トラスト、大豆畑トラスト、酒づくりオーナー、綿藍トラスト、家づくり体験塾など、農家の知見や地域資源を活用した様々なプログラムを用意。年間5,600人以上の児童・生徒等が体験学習を行っている。

棚田保全をめぐる関係図



【事例】 棚田オーナー制度を中心に地域活性化に取り組む

☆地域の課題解決意識と行政との連携がカギ

棚田や文化、自然環境を地域資源と据え、地域住民が地域づくりに対して課題意識を持ち、行政が活動の出発をサポートすることが大事

きっかけ

H7、地域の衰退に危機感を募らせた住民が、農村の活性化を目指す事業の導入を市に要請し採択

Step 1 (H9)

大山千枚田保存会発足

- 検討を重ね、大山千枚田を核とした地域振興を図ることを決定。
- 都市住民の参加を促し、地権者、地域住民、都市住民の77人で発足。景観整備(復田)を開始。

事務能力に長けた主婦、ITに強いITターン者等地域住民の活躍で棚田の知名度が高まる。

Step 2 (H10～)

棚田オーナー制

- 先進事例に学びながら検討を開始。
- 通年の農作業体験を試行。地域の意識が変わり始め、H12からオーナー39組で本格導入。H13は112組に。

マスコミ関係者、営業マン等多様な経歴のオーナーが来訪し、多くが保存会にも登録。

中山間地域等直接支払交付金(H12～)

棚田百選(H11)

鴨川で第8回棚田サミット開催(H14)

多くが都市住民の意見で開設。

Step 3 (H15～)

体験学習

- 自然観察、里山ウォーキング、郷土料理づくり、わら細工等実施。酒づくりオーナー(H16～)、藍染め(H17～)、家づくり体験塾(H18～)等、取組拡大。

荒廃した竹林の整備と再利用を、観光地としての知名度アップと各団体との連携強化につなげる。

Step 4 (H15～)

NPO法人化

- 法人化により指定管理の受託や補助金の取得が可能となり、広範な事業展開に寄与。
- 新たに移住したオーナーが役員を担うほか、後に専任職員も雇用。

市内他地区もオーナー制度開始。事務局となり、募集から運営まで関わる。(H16～)

製菓会社の労働支援活動(H18～)

Step 5 (H18～)

棚田のライトアップ

- 観光業者、旅館業者、住民、行政とで実行委員会を設立し、竹とバイオディーゼルを用いて、環境と観光の両立を目指したライトアップイベントを開始。高校生が松明設置。

- ロングラン開催に向けてLEDライト導入(H25～)

☆ニーズの把握がカギ

小学校を中心とする体験宿泊学習と二地域居住のニーズの高まりを捉え、周辺環境調査や体制整備を実施

「新たな公」事業を活用(H20～21)

Step 6 (H21～)

鴨川農家民泊準備会設立

- 市のふるさと回帰支援センターと二地域居住を推進する中で、宿泊場所のニーズを把握。二地域居住の窓口を増やす目的で4軒の農家で農家民泊準備会を設立。農家民泊の営業許可を取得し、営業開始。OH22、農家民泊組合に発展。

環境財団の助成を受けビオトープ造成(H24)

説明会やマニュアル作成により農家民泊は7軒に拡大。国内外から宿泊学習の受入れを実施。(H23～)

受け入れキャパを増やしたいが、多くの農家が様子見。

研修生の受け入れ、体験プログラム開発(H27～)

農山漁村振興交付金を活用(H27～29)

Step 7 (H28～)

農家レストランの営業開始

- 古民家を再生し、酪農発祥地という地域の歴史と食文化を伝えるためのレストラン開始。

都市農村共生・対流総合対策交付金を活用(H27)

いま (H29)

- 棚田オーナー制度の拡充(154組)
- 体験学習の受入れの充実(学校の体験学習等5664名)
- 農家レストランの充実(売上げ860万円)

今後の展望

将来に向けて

- ☑農と福祉と教育の連携
- ☑担い手の育成
- ☑農家民泊の拡充



③ 上山の棚田

美作市

岡山県

○ 移住者(都市住民)の地道な活動が地域住民の信頼獲得につながり、荒廃した農地が復田。個性と知恵を活かせる魅力的な場所として地域おこし協力隊等の若者が結集し、過疎地域の自立の先駆モデルを目指す。

基本情報

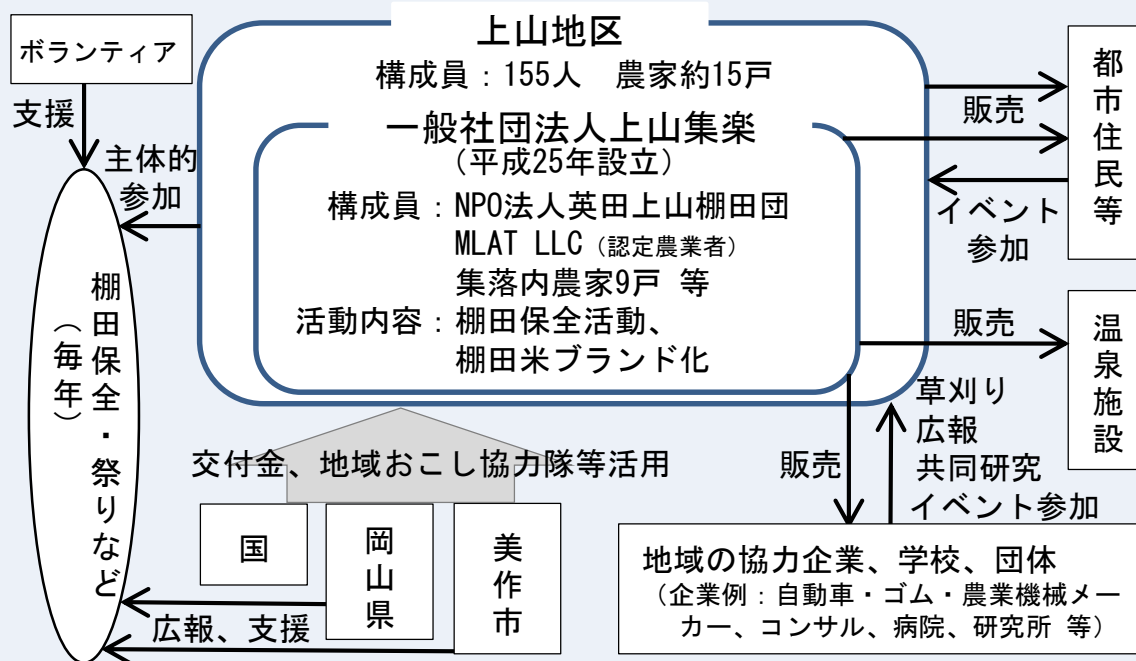
みまさかし うえやま

- 所在地：岡山県美作市上山地区
- 総枚数：8300枚（現在復田中）
- 総耕作面積：100ha（現在復田中）
- 耕作率：約30%
- 標高範囲：200～500m
- 平均勾配：19%
- 法面の構造：土羽、石積み
- 開発起源：奈良時代
- 水源：大芦池
- 保全団体：上山区、NPO法人英田上山棚田団、MLAT LLC、一般社団法人上山集楽
- 選定：日本ユネスコ プロジェクト未来遺産(H25)、環境省 第2回グッドライフアワード(H27)、第11回JTB文化交流賞(H28)、農水省 第3回ディズカバー農山漁村の宝(H28)、第3回ジャパン・ツーリズム・アワード(H29)等

地区の特徴、取組効果

- かつては8300枚の壮観な棚田を誇っていた上山の千枚田。少子高齢化とともに一時は90%以上の棚田が荒れてしまうも、一人の移住者をきっかけに再生活動がスタート。水路掃除から始まった活動は再生面積約20haとなり、活動は農業に限らず多様化。現在は人口155人中40人ほどが移住者となっている。
- 収益性があり、人とめぐみをシェアし、大きなインパクトを与えられる新しいビジネスモデルの構築を目指しており、平成27年に一般財団法人トヨタモビリティ基金の助成により「上山集楽みんなのモビリティプロジェクト」を始動したほか、平成29年からは産総研含む提携企業3社と草刈機開発を行っている。海外の棚田地域（台湾八煙集落、フィリピンキアンガン）とも交流している。

棚田保全をめぐる関係図



キーワード

地域との連携

地域おこし協力隊

企業CSR

移住促進

都市農村交流

棚田米販売

6次産業化

農泊

ソーシャルビジネス

クラファン

【事例】もう限界集落と言わせない！未来につなぐ8300枚の棚田再生プロジェクト



荒廃農地の再生活動

☆ 地域住民との信頼関係構築がカギ

地域住民から村の農法を学び、地道な竹林伐採等で徐々に再生地を拡大。伝統と文化の継承も重視し地域の信頼を得る。

☆ 移住者の個性に委ねた多角的な事業展開（半農半X）がカギ

個性豊かな移住者たちが、放置山林、古民家などの未利用資源を活用し、農閑期に各自主体的に6次産業化等に取り組む。楽しく活躍できる場として移住希望者が更に増加し、経営も安定。

きっかけ

H12、大阪から定年移住したA氏が息子B氏を地域の水路掃除の手伝いに呼び



復活した夏祭り（スカイランタン）

再生した棚田



Step 1（H19～）

英田上山棚田団結成

- B氏が大阪の異業種交流会でメンバーを募り、有志で棚田団結成。
- 月2回の棚田再生活動と週末里山生活を始める。活動は耕作放棄地の草刈りからスタート。

Step 2（H22～）

地域おこし協力隊導入

- 棚田団のメンバーを協力隊に登用したほか、3人が協力隊として移住。移住により再生活動が本格化。
- 不可能だと思われていた景色を蘇らせ、地域住民との関係性も深まる。

古民家利用に向けた留意点：墓参り時の住居・水利用等を契約時に確認し、所有者の不安をなくすこと。

☆ 古民家を活かしたコンテンツ作りがカギ

棚田同様、見過ごされた地域資源に着目し、日本文化に関心の高い観光客の来訪を促す。

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を活用し滞在型コンテンツを推進（H29～）

Step 3（H23～25）

棚田再生の加速に向けた基盤強化

- 古民家再生※1、棚田大学※2など多方面に事業展開
（※1 プロボノやクラファンを活用し棚田再生の拠点となる古民家カフェリノベーション）
（※2 棚田を舞台に自然と調和した暮らしの技術や昔ながらの知恵を実践を通して学ぶ研修）
- ・ 棚田再生活動を記した本を3冊出版（出版プロジェクト）
- ・ 国内外の棚田地域（台湾八煙集落等）との情報交換開始
- ・ 棚田米を“Merry Rice”と命名し、デパート等で販売開始
- 地域おこし協力隊追加導入による移住者増加。地域おこし協力隊によるMLAT※ LLCが認定農業者として再生の中核に。
（※ Mimasaka Local Activation Team）
- 棚田団・MLAT・地域住民とで「一般社団法人上山集楽」を設立し、地域での独立を目指した活動を加速する（H25）

日本ユネスコ「プロジェクト未来遺産」登録（H25）



棚田米・日本酒

Step 4（H27～）

上山集楽みんなのモビリティプロジェクト始動

- 一般財団法人トヨタモビリティ基金の助成により、経済的持続可能性を確保した中山間地域での移動の社会実験として、超小型モビリティ（電気自動車）を導入・改良。
- 日常・農業・観光といった目的での利用実験開始（H28）。



超小型モビリティ

将来に向けて

- ☑ 棚田再生エリアの拡大
- ☑ 上山集楽のブランド化
- ☑ 攻めの農業実践家育成事業（ワールドファーマーズプロジェクト）の実施とアジア研修生受入開始

今後の展望

いま（H29）

- 移住者38人、棚田再生面積20ha
- 来訪者の増加
- 棚田大学、イベント、講演会、交流会、展示会、マルシェ等も積極的に実施

Step 6（H29～）

農泊事業スタート

- 上山ならではの滞在となるよう、各種ツアー（稲作体験・摘み草）の定期開催、革製品ワークショップ、ジビエ料理提供等、体験型宿泊のための環境整備を進める。

Step 5（H28）

活動拡大

- 地域おこし協力隊追加導入と移住者増加（4人）
- 蕎麦・麦・椎茸栽培、日本酒・ビールの試験醸造、古民家カフェのリニューアル、祭り復活、革製品製造、木工品製造等

④ 春日の棚田



キーワード

地域内
体制整備

都市農村交流

6次産業化

拠点整備

文化的景観

30

○ 文化的景観保護制度を活用することによって、まちづくり協議会が平戸市と連携し、棚田を含めた地域資源を活かした集落の活性化に取り組む。世界文化遺産登録を契機に取組を更に推進。

基本情報

- 所在地：長崎県平戸市春日町^{ひらどし かすがちょう}
- 枚数：約450枚
- 耕作面積：約19ha
- 耕作率：約80%
- 標高範囲：1m～150m
- 平均勾配：1/6
- 法面の構造：石積み
- 開発起源：16世紀以前
- 水源：春日川
- 保全団体：

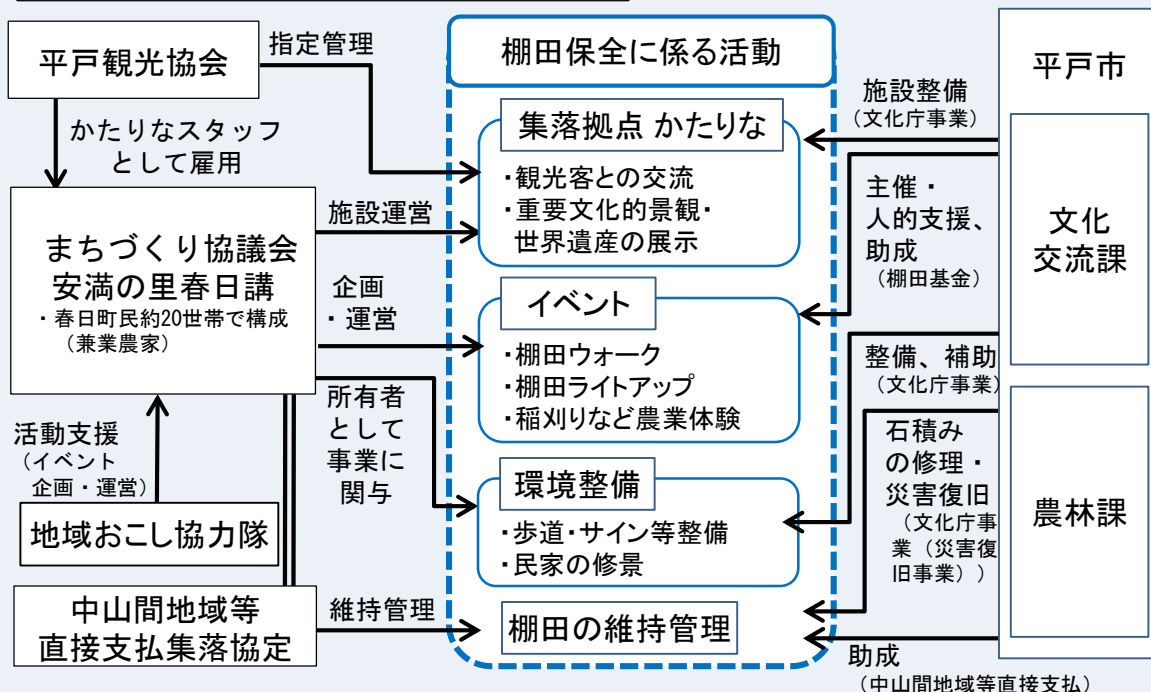
春日町まちづくり協議会 安満の里春日講

- 選定：重要文化的景観「平戸島の文化的景観」(H22)、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(H30)

地区の特徴、取組効果

- 重要文化的景観への選定を目指し調査・計画策定を開始した平成20年から、平戸市文化交流課と連携し、ハード・ソフトにわたる取組を進めている。選定をきっかけに「春日町まちづくり協議会 安満の里春日講」が発足し、耕作放棄地を活用した農業体験や農業の6次産業化などの取組を進めている。
- 平成30年には、棚田を含む集落が構成要素として世界文化遺産に登録されたこともあり、平成29年まで1,500人/年だった観光客は、平成30年には19,000人/年にまで増加している。
- 市が文化庁事業を用い、空き家を改修した集落拠点「かたりな」では、住民と来訪者が相互に刺激を受ける、理想的な文化観光の形ができつつある。

棚田保全をめぐる関係図



【事例】市の継続的・総合的な支援のもと、棚田を含めた集落の環境保全・産業振興を実現

☆ 集落の取組を支える市担当者によるトータル・コーディネートがカギ

「少子高齢化が進む集落維持のためには部局を超えた取組が必要」と、文化的景観保護に携わる市担当者が、協議会立ち上げ前から今日まで支援。いわゆるカリスマリーダーがいない中、住民で議論・合意を重ねながら取組を進める。

きっかけ

重要文化的景観に選定され(H22)、春日町のまちづくりを考える。

選定前の調査・計画策定から市が支援(H20～)

Step1 (H23～)

集落全世帯参加の協議会設立

- まちづくりを目的に、数名の有志が協議会を発足。翌年には集落の全世帯(約20世帯)が参加。
- 自分たちの代で棚田を荒らしたくない、大事にしたいとの思いから、棚田での営農を継続。

Step2 (H23～)

棚田など地域資源の学びと活用

- 大学教授などを招き勉強会の開催を継続(H23～)
- 棚田ウォークの開催、視察の受け入れ(H23～)
- 耕作放棄地を活用した農業体験の実施(H28～)

平戸市まちづくり大賞(H26)

☆ 景観に配慮した計画的な整備がカギ

市景観計画、文化的景観保存計画等に基づき、歴史や景観に配慮した整備を実施。地域資源有効活用のための環境を整備。



Step3 (H23～)

集落の維持・活性化のための環境整備

- 農機具の共同化(H27)、鳥獣害防止柵・門扉の整備(H27)等、営農環境の向上

棚田基金、ふるさと水と土基金、中山間直接支払交付金を活用

- 休憩所整備(H23)、歩道整備(H25)、散策マップ作成(H27)、案内サイン設置(H27)等により景観を活かした観光に繋げる。

市が文化的景観保護推進事業(文化庁)を活用

☆ 地域の暮らしにふれる交流の仕掛けがカギ

展示棟で住民が解説を担うだけでなく、交流棟では集落のおばあちゃんがお茶と自家製のお漬物を振舞い、ここでしか得られないふれあいの場として好評。来訪者と住民双方が刺激を受ける良い効果が生まれるとともに、高齢者の知識の伝承にも寄与。



将来に向けて

- ☑小さくとも持続的な仕組みづくり
→収入の多様化
- ☑農泊や農家カフェ、6次産業化等の推進
→交流を核に経済活動を含む取組へ

今後の展望

いま(H30)

- メディアの取材や住民によるガイド活動が、地域の誇りに。
- 観光客が訪れる場所は管理頻度が増加
- 2世帯がUターンし、子どもも増加

世界文化遺産登録(H30)

地域おこし協力隊導入、棚田ライトアップイベントを実施(H30)

Step5 (H30)

春日集落拠点施設「かたりな」の整備

- 空き家を活かして、重要文化的景観・世界文化遺産等についての学習・案内施設を市が開設。

市が文化的景観保護推進事業(文化庁)を活用

- 指定管理を通して地域住民を雇用し、ガイド等として関わる。

市が住民参加で、有形無形の地域資源を盛り込んだ季節暦を作成

Step4 (H27～)

農業の6次産業化に向けた取組

- 食品加工所の整備(H27)

市補助金を活用

- 市内企業と連携し、棚田米を使った日本酒・菓子等の商品化(H29～)

棚田の耕作放棄地の抑制や復田に直結

⑤ 白米千枚田



キーワード

地域との連携

都市農村交流

オーナー制度

ボランティア

企業CSR

32

○ ボランティアと行政の支援を受け、近隣地区組織がオーナーを指導することで景観を保全している。

基本情報

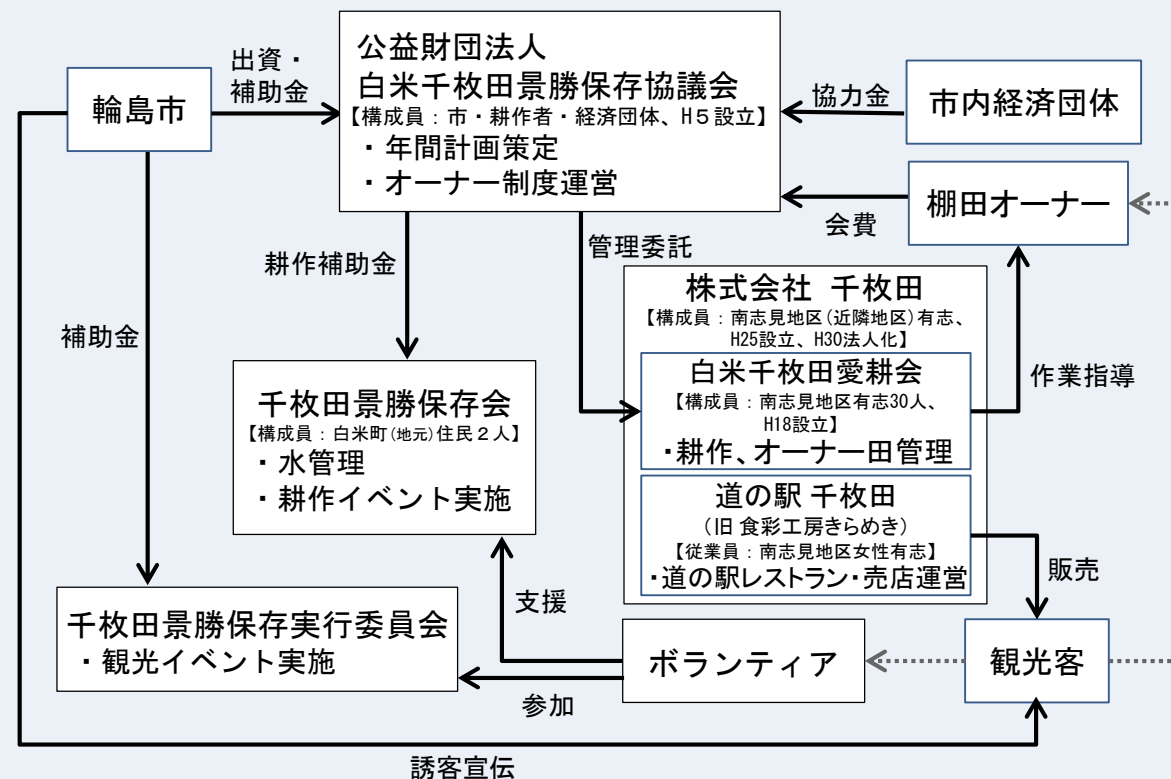
- 所在地：石川県輪島市白米町(輪島市街から車で15分)
- 枚数：1,004枚(畑を含む)
- 耕作面積：約4ha(田1.8ha+畦2.2ha)
- 耕作率：約98%
- 標高範囲：4m～60m
- 平均勾配：1/4
- 法面の構造：土羽
- 開発起源：16世紀以前
- 水源：野田川
- 保全団体：(公財)白米千枚田景勝保存協議会、千枚田景勝保存会、白米千枚田愛耕会
- 棚田オーナー制：165組(H19～)
- 選定：棚田百選(H11)、国指定文化財名勝(H13)、世界農業遺産(H23)



地区の特徴、取組効果

- 地元農家の高齢化・後継者不足により営農維持が困難となった田の再生活動が、ボランティアや近隣地区(南志見地区)の住民により徐々に拡大。
- オーナー制度や各種イベントを通じて交流人口を増やし、現在は世界農業遺産に認定された能登の里山里海を代表する景観として毎年50万人以上の観光客が棚田を訪れるまでになった。耕作イベントや隣接する道の駅での営業を通じて棚田が地域活性化の拠点となっており、営農活動が景観保全に果たす役割とその重要性を伝えている。

棚田保全をめぐる関係図



【事例】農家の人手不足はボランティアとオーナーでカバーする



採算性の低い棚田での所得を平地並みまで引き上げ、耕作意欲の向上を狙った。

Step 1 (S45~)

耕作補助金の交付

- 石川県と輪島市が景観維持の目的で地元農家組織（現千枚田景勝保存会）に耕作補助金を交付開始

S57、修学旅行の一環で愛知県高校生450人が草刈りボランティア開始。次第に他県高校の生徒にも派生。

経済的支援だけでは後継者不足を解消するに至らず、耕作放棄は4割まで進行。

☆ 地元市民の協力がカギ

高校生がボランティアで作業していることを知り、市民感情が盛り上がる。

Step 2 (H4~)

ボランティアによる耕作支援の開始

- 連合石川による耕作ボランティア「千枚田ファミリー」が組織される。
- これをきっかけに市役所、農協、会社等様々な団体がボランティアに参加
- 600枚に減少した田が830枚に回復

☆ 組織化がカギ

役員には地元農家やボランティア団体の代表等が就き、ここで決まった年間計画を基に効率良く作業を行うようになった。

Step 3 (H5)

財団法人千枚田景勝保存基金の設立

- 県、市、地元経済界の出資により基金を設立し、運用益を耕作補助金に充てる体制を確立
- ※ H25から現協議会に移行

棚田百選 (H11)

国の文化財名勝 (H13)

営農者減少

Step 4 (H15)

保存管理計画の策定

- 国の文化財指定を受け、基金を有効活用するため、有識者会議による検討を経て、管理計画を策定
- オーナー制検討開始



☆ 組織の新陳代謝がカギ

毎年新たな定年退職者が参加することで、年に2・3人メンバーが入れ替わる組織に。

☆ オーナー確保の工夫がカギ

類似の取組との差別化を図るため、作業にノルマを設けず、ライトな感覚で気軽に参加できる制度に。モットーは「10人のプロより100人の素人」。

美しい農村再生支援事業交付金を活用しWEBによる情報発信を推進 (H26)

Step 6 (H19~)

オーナー制度開始

- 全国各地から多くの賛同者が集結。特に関東地方の方が多数来訪。交流人口の拡大に寄与。
- 57組 (H19) → 165組 (H29)

Step 5 (H18)

白米千枚田愛耕会の設立

- 近隣地区の退職者達により組織し、オーナー田や休耕田の管理を担う。これによりオーナー制度の通年管理体制が整う。

オーナーを指導する人材がいなかった。

何とかしなければと地元の農協・市役所OB等が立ち上がる。

世界農業遺産認定 (H23)

基金運用益、市の補助金、地元経済団体の協力を活用し、オーナー制度の収益を棚田保全に活用。

H23、あぜのきらめき（農閑期イルミネーション）開始

H25、道の駅改築に伴い、近隣地区住民への運営委託開始。同地区の女性がレストランや売店で野菜を販売。

いま (H29)

- 能登の重要な観光資源に成長
- 田植え・稲刈り・結婚式・あぜのきらめき等イベントを通じ、景観保全には耕作維持が不可欠であることを訴えている

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 後継者不足への対応
- ☑ オーナー制度の拡大
- ☑ 移住者に対する就農支援の検討



輪島・白米千枚田あぜのきらめき

冬場の誘客の目玉として平成23年から始まったイルミネーションイベント。能登半島地震からの復興をPRするために開催していたあぜの万燈が観光客に好評だったことからろうそくをLEDに変えて農閑期を通じてのイベントに発展させた。その効果は大きく、冬季の夜間は0だった入込人数が初年度3万人、H28年度で10.3万人まで増加し、市内及び近隣地域の宿泊率向上にも寄与している。



道の駅千枚田ポケットパーク（棚田米・おにぎりも販売）

千枚田に隣接する道の駅で、世界農業遺産認定で急増した来場者に対応すべくH25に拡大リニューアルした。この際に地元産品の直売所や地元産品を提供するレストランを新設し、地元住民が運営を担当している。H28には58万人が訪れ、約1億円を売り上げたが、そのうち一部は千枚田の保全のために寄附されている。